

ルイ9世期低ラングドック地方におけるenquête

向井 伸哉

序論

1. 低ラングドック地方におけるenquêteの任務内容
2. 地方行政改革・行政機構レベルでの中央集権化とのつながり
3. 低ラングドック地方におけるenquête遂行者の再整理
4. 低ラングドック地方におけるenquête遂行者の性格

結論

序論

(1)はじめに

12・13世紀は、まさにフランスにおいて王権による王国統治が存在を感じさせはじめる時期である。12世紀以降、フランス王権は急速に王領地を拡大し、封建的システムを巧みに利用しつつ、統治機構の整備・中央集権化を押し進めた。筆者は、特に王権による王国統治の拡大・確立・発展の過程として捉えうる「中世盛期西ヨーロッパにおける国家」を考察する上で、enquêteという歴史的現象が無視しえない重要性を持つと考える。

「enquête(*inquisitio*)」という言葉は、13世紀当時、審問手続きの発達に伴い、法の分野で受容された。王権が行政組織と専門化した役人を得ることによって、13世紀半ばから法から行政の領域が区別されはじめ、その結果、審問手続きによって行政の領域で行われたものを「王の権利に関してであれ、役人が職務を行使するやり方に関してであれ、王権が恣意的に命じたすべての証人尋問」として取り出すことができるという。これをグレニソンは中世における「行政調査(enquête administrative)」と定義している。この「行政調査」には二つの類型があり、一つは「王領地の状態と国庫のよき管理のための情報収集(王の権利に関する証人尋問)」であり、もう一つは「役人の行動を正し、改善し、コントロールすること(役人の行動に対する調査)」である。本稿では以下enquêteを以上のような「行政調査」の範疇に入るものとして定義する¹。

本稿がルイ9世期に照準を定めるのは、ルイ9世期が、王国の拡大・統合の視点からはラングドック地方の併合、中央集権化の視点からは初の地方役人の職務規定(大王令)の発布、そしてenquêteの視点からは初の「地方役人の行動(住民に対する権力濫用)」に対する調査が行われた時期であり、中世盛期フランス王権の発展の中でも重要な時期と考えられるからである。

ルイ9世治世初期までに地方行政は制度的に確定していたが、ルイ9世の一度目の十字軍(1248-1254年)誓願時までには権力濫用が目立つようになった。こうした状況を受け、1247年、ルイ9世のenquêteが、王廷から王国各地に送られた2-4名のグループによって、審問手続きに則り、巡回しながら遂行された。住民は口頭で地方役人や王に対する苦情を述べ、受けた被害の補償を請願する。その内容が書き取られた後、証言や証拠の吟味、判決、最後に判決の実行が続く²。これは同時に、法の領域で審問手続きが各地に適用される決定的モメントになった³。この任務の大部分はドミニコ会、フランシスコ会の托鉢修道士によって担われたが、司祭、司教、司教座聖堂参事会員も含まれて

いた。ルイ9世が十字軍から帰還した1254年以降は、托鉢修道士に加えて王廷のメンバー（clerc du roi, chevalier du roiの称号を持つ人物）が任務を遂行するようになった⁴。

ルイ9世のenquêteは政治・行政的側面と王個人の贖罪・住民に対する思いやりの側面の二つを持ち、そのあいまいさが特徴となっている。王弟たちもアナンジュ（親王領）においてルイ9世のenquêteを模倣している。また、ルイ9世の後継者たちが行ったenquêteは、地方役人からの罰金徴収というかたちで、王権の利益拡大を主眼としたものに変わっていくとされている。

(2) 研究史

一般に、ルイ9世、並びに彼の治世には二つの位置づけがあり⁵、それらはルイ9世のenquêteに関する研究（叙述）を大きく規定してきた。特に①enquêteの任務内容、②enquête遂行者の二点に注目した場合、(a)「信仰に篤いルイ9世の人物像を中心に据える叙述」では、①-a臣民に対する王、並びに王の役人の不正の補償、②-a王と精神的・宗教的信頼関係にある托鉢修道士（聖職者）が、(b)「近代国家の礎の形成（行政レベルでの中央集権化）の時期」の文脈で語ろうとする叙述においては、①-b中央と地方役人を結び、後者に公益に必要なコントロールを加える（一時的で明確な任務）、②-b王廷のメンバー（官僚に比せられるclerc du roiやchevalier du roiの称号を持つ人物）が、それぞれ強調される。前者の叙述に関してはドゥリル⁶、後者の叙述に関してはリュシェールなどが代表的なものとして挙げられる⁷。また、ジョーダンは任務内容に関しては両者の側面を意識しつつ、信仰に篤いルイ9世の人物像を中心に据える叙述を行っている⁸。ラングロワ、並びに1980年から最近にかけての研究などは、任務内容・遂行者に関して、前者(a)で叙述される性格・特徴から後者(b)で叙述される性格・特徴への治世内での傾斜を指摘し、近代国家の礎の形成（行政レベルでの中央集権化）の文脈に力点をおいた中立的な叙述を行っている⁹。なお、ル・ゴフやシベリーの叙述にはいずれの傾きも見られない¹⁰。

また、特に、行政レベルでの中央集権化に関しては¹¹、苦情の出された役人は自動的に補償金を支払う等の罰を受けたとされ、その多くが請負制であった王の下級役人は終身の解雇を免れたとしても罰金の集積で次期の再入札は困難になったと考えられている。またバイイ・セネシャルに関しても解任や配置換えが行われたとされている¹²。さらに、1247-1248年のenquêteは地方役人の職務規定を定めた1254年、1256年の大王令作成のための情報源となり、以後通常の行政要素として機能することで¹³、地方行政の改善に貢献していくとされる。加えて、バイイ・セネシャルの上級審として国王裁判所への上訴システムの現実化、パルルマンの自立化、中央集権化に寄与したとも言われている¹⁴。

以上、様々な解釈の違いはあれども、enquêteの任務内容は王国全域で均質であり、enquête遂行者も「中央、特に王と直接的関係（中央の王廷のメンバー）、あるいは個人的信頼関係（宗教的 ideals を共有する聖職者）にある人物」であるという点では先行研究は大方一致していると言える。

(3) 本稿の目的と射程

先行研究の中では、しばしば一地域の特定の時期の事例が治世全般、王国全域に一般化されており¹⁵、グレニソンの言葉を借りるならば、従来の研究の多くはルイ9世の

*enquête*に対するコメント、あるいは静態的な概観にすぎないと言える。ここで筆者が提案するのは、先に挙げた二種類の性格叙述のいずれでもなく、*enquête*研究への「王国の拡大（他地域の統合）、並びに王国統治の確立・発展（行政レベルでの中央集権化）」という動態的歴史過程の認識」の導入である。それは、すなわち王国への統合・中央集権化という王権と特定の地域ごとの「相互関係・歴史過程」の固有性を前提にした上で、特定の地域に対する王国の拡大・統合、あるいは行政レベルでの中央集権化のはたらきかけの一手段として*enquête*を研究することに他ならない。こうした研究の方向性は必然的に特定の時期、特定の地域ごとに着目した実証研究を要請する。そして、そこから得られる一般化を排した個々の実態の認識の上に、*enquête*という歴史的現象・現場を一つの窓口として、中世盛期フランス王権による王国統治の拡大・確立・発展を総体的かつ動態的に把握することが可能になる。また、ルイ9世期の*enquête*を扱う限りは、「行政レベルでの中央集権化」はもちろんのこと、「審問手続きの普及」、並びに「あいまいな性格」も重要な視角となるだろう。

以上のような見通しの下、本稿では、フランス王権の発展の上で一つの画期であったルイ9世期のラングドック地方の併合に注目し、中でも低ラングドック地方で行われたルイ9世の*enquête*に着目する¹⁶。シモン・ド・モンフォールによるアルビジョワ十字軍（1209年）に続くルイ8世の侵攻によって、ラングドック地方は王国の支配下に入った。さらに1229年には、カルカソンヌ・ベジエのセネシャル管区とボケール・ニームのセネシャル管区が形成され、低ラングドック地方は正式に王領地に併合されることになる。併合以降も、異端審問¹⁷、度重なる反乱（1240・1242年）、地方役人の権力濫用等、未曾有の状況を当地方は経験しており、こうした状況下で、そして以上のような歴史過程を経て、ルイ9世の*enquête*が低ラングドック地方で行われることになる。

以下、主に任務内容、遂行者の観点から低ラングドック地方においてどのような*enquête*が行われたかを考察する。

1. 低ラングドック地方における*enquête*の任務内容¹⁸

ルイ9世の一度目の十字軍出発以前、当地域では1247年11月から1248年3月にかけて*enquête*が行われた。案件の大部分は地方役人の行動（住民に対する権力濫用、特に動産の横領）に関わるもので¹⁹、王に対しても征服戦争や反乱に関する苦情が若干あった。請願を行う住民の大部分は農民、職人、都市民層であった。個々の苦情の内容については苦情の請願の記録が残っているが、どのようにその案件が裁かれたかについてはよく分かっていない。

次いでルイ9世が十字軍から帰還すると、1254年から1257年にかけてボケール・ニームのセネシャル管区、続いてカルカソンヌ・ベジエのセネシャル管区の順に*enquête*が行われた²⁰。この*enquête*については、苦情の請願の記録が残っておらず、*enquête*遂行者が判決の執行をセネシャルに命令する書状が12通だけ残っている。ストレイヤーはこの書状から十字軍以前と異なり両セネシャル管区とも不動産に関わる案件がとりわけ扱われていたと推測している²¹。続いて1258年から1262年にかけて改めて行われたカルカソンヌ・ベジエのセネシャル管区における*enquête*でも、十字軍以前と異なり不動産に関わる案件が集中的に扱われ、1258年に一度遂行者の交代を経た後、1262年の2

月から 6 月にかけてまとめて判決が行われている²²。請願を行う住民の層についても土地を所有する貴族層が大半を占めている。この enquête については苦情の請願から判決に至るまで enquête の任務に関するほぼ完全な史料が残っており、ここで詳細に立ち入ってその任務がどのように行われたかを検討していくことにする。

征服戦争、異端審問による土地・財産の接收、度重なる反乱を経て土地の権利関係は錯綜しており、任務の初めから enquête 遂行者は処理の難しい請願にぶつかることになる。enquête 遂行者はルイ9世に意見を求め、それに対してルイ9世は 1259 年 4 月に長文の書状で指示を送っている²³。

その書状の指示に従って、寡婦等の社会的弱者に対しては好意的判決が数多く出されているが、一方、王の利益に関わる重要な人物、重要な場所についての苦情に対する対応は大きく異なり、ルイ9世は直接介入し判決を指示している。なかでも enquête 遂行者にとって最も解決が難しい問題は、「不正」に横領され王権側の人間の手に渡った土地に関する案件である。異端審問、アルビジョワ十字軍による侵攻、並びに反乱鎮圧を通して行われた土地の接收はその被害者から見れば「不正」以外の何物でもない。

この問題への対処として書状を受け取った後、enquête 遂行者は「明らかな異端者、1240年、1242年の反乱加担者」の請願を排除する傾向を示し始める。さらに「シモン・ド・モンフォールの行為を見直すことの禁止²⁴」の指示によってシモン・ド・モンフォールによって接收された土地に関わる請願もしばしば否決された。ただ、「請願者がシモン・ド・モンフォールに反抗してもルイ8世と友好的だったなら財産を差し引いてはならない²⁵」という指示も出ており、ここに王権にとっての「正義」と「不正」の定義のあいまいさが露呈している。ここから、そもそも南仏がそれを通して王権に併合されることになったところの征服戦争という「原初的不正」は、ほぼ enquête の扱う対象から外され、扱われても好意的判決は期待できないものになったと推測される。

なお、この 1258-1262 年の enquête の記録は、恐らくルイ9世の二度目の十字軍出発直前の 1269 年に²⁶、カルカソンヌのセネシャル、ギヨーム・ド・コアルドン(Guillaume de Cohardone)²⁷の下で「どのような復権が、誰に対して、誰の財産について為され、また、誰に対して完全に否定されたかが明らかになり、このことが忘却によって再び聞き入れられることなく、記録の中で永遠不滅のものとなる」ように記録簿に再収録されている²⁸。このことにより、1258-1262 年の enquête で行われた「権利確定」は、文書記録の中で、また、司法におけるその使用という形で不動のものとなったと言える。

以上、カルカソンヌ・ベジエ地方、並びにボケール・ニーム・アレス地方における enquête の任務内容を見てきたが、十字軍以前は地方役人の行動（住民に対する権力濫用）に関わる動産絡みの案件が、十字軍以後になると不動産に関わる案件が主に扱われていることが分かる。つまり十字軍をはさんで案件が変化しているわけだが、ストレイヤーは、この任務内容の変化に対して、1247-1248 年は十字軍出発前夜であるので、複雑な不動産に関わる問題について決定を行う時間的余裕がなく、まず地方役人の行動（住民に対する権力濫用）を罰することに主眼がおかれて、不動産に関わる問題に関しては十字軍以後にまとめて扱った、と説明を与えている。ここでストレイヤーによる十字軍以後(1262 年)の enquête の記録の引用箇所を取り上げてみる。

「... しかしながら、我々は、請願が注意深く吟味されたとしても、動産の返還を行うことは出来ない。なぜなら、我々の *enquête* の質問要項(*forma*)、並びに我々に与えられた権限に従わねばならないからだ。特に、王の利益に反しないことが証明されたとしても動産を扱うことは避けたいし、控えなければならない²⁹」

この文面から、低ラングドック地方における十字軍以後の *enquête* に関して、扱う案件が「不動産」にあらかじめ限定されていた可能性は非常に高いと考えられる。さらに、住民に対する質問項目が定められており *enquête* の扱う案件、任務内容をある程度限定する性格があったと考えられる「質問要項」の存在が³⁰、上で引用した低ラングドック地方における十字軍以後の *enquête* の記録中に言及されている。他地域において十字軍以前に「質問要項」が確認されることから³¹、低ラングドック地方において十字軍以前にも「質問要項」があったと考えることは不自然ではないと思われる。*enquête* の扱う案件は、この「質問要項」を通して、十字軍以前と以後でそれぞれ限定されていたのではないだろうか。以上のことも含めて、筆者は *enquête* の扱う案件の変化についてストライヤーの説明を支持することにする。

次いで、次章では、1247-1248 年の *enquête* と地方行政改革・行政機構レベルでの中央集権化のつながりについて考察する。

2. 地方行政改革・行政機構レベルでの中央集権化とのつながり

本章では、カルカソンヌ・ベジエ地方に注目し、地方役人の行動（住民に対する権力濫用）に関わる案件を扱った 1247-1248 年の *enquête* を在地の行政機構の状況の中に位置づけて考えてみる。

通説に従うと、地方役人の行動（住民に対する権力濫用）に関わる *enquête* が地方行政改革・行政機構レベルでの中央集権化に結びつくのであれば、それは「現職」に対する監督、情報収集、コントロール（解任、配置換え）であるはずだが、1247-1248 年の *enquête* で扱われたのは、主に旧セネシャルたちに対する苦情であった。そこで、1247-1248 年の *enquête* が行われた当時のセネシャルを見ると興味深いことが分かる。

1246 年から 1248 年にかけてカルカソンヌ・ベジエのセネシャルとなったのはジャン・デクレンヌ(Jean d'Escrennes)という人物であった³²。彼の管理下では、1240 年の反乱、1242 年の反乱（トゥールーズ伯レイモン 7 世の降伏）、モンセギュールのカタリ派の抵抗等を最後に大きな混乱は収束に向かっており、1247 年 10 月には、1240 年の反乱の主導者レイモン・トランカヴェルが副伯領の放棄について王に書状を出している。こうした治安の安定を背景にして、カルカソンヌ・ベジエの行政改善のために、異端の拡大や大きな反乱を経験せず統治状況が安定していたボケール・ニームのセネシャル管区の統治手法の導入が行われた³³。さらに、1247 年 10 月には下級役人の土着化を防ぐべく「ベジエのヴィギエ、副ヴィギエ、並びに裁判官を非ベジエ出身者に、任期を一年に限定する」王の命令が下され³⁴、事実、現職のベジエのヴィギエ、副ヴィギエ、裁判官が解任されている³⁵。ここで重要なことは、これら行政機構改善の動きが、当地で地方役人の行動（住民に対する権力濫用）に関わる *enquête* が行われた 1247 年 12 月以前のものであるということである。さらに、「現職」ジャン・デクレンヌに対する苦情は以前のセネシャルに

対するものに比べてほんの数件しかないことを考慮すると、カルカソンヌ・ベジエの地方行政改革・行政機構レベルでの中央集権化の動きは、彼がセネシャルとして送られた時から始まっていたと考えられる。このことは、彼が役人を多数輩出する家系の一員であること³⁶、また、彼の在任中に発給された命令書の多さ³⁷、さらにその命令書の内容（行政機構の改善）から見て、極めて可能性が高い。

こう考えると、そもそも1247-1248年のenquêteにおいて、「現職」のセネシャル、ジャン・デクレンヌに対する監督、情報収集、コントロール（解任、配置換え）は意図されておらず、加えて不満自体も根本的に少なかったと推測される。1246年、彼から地方行政改革、行政機構レベルでの中央集権化の動きが始まった理由の一つは治安の安定であると思われるが、もう一つ重要な要素としてルイ9世が十字軍誓願を行ったのが1244年12月であり、翌1245年から十字軍出発を視野に入れて全王国規模で行政改革を始動させたことが挙げられる³⁸。この流れの中でジャン・デクレンヌは1246年からルイ9世の十字軍出発（1248年）まで行政改革に着手した。1248年以降は、代わって、行政手腕を要求されるマコンのバイイを経験した南仏出身のギヨーム・ド・ピアン(Guillaume de Pian)がセネシャルに着任し、十字軍期間中、1254年まで職を保持したと考えられる³⁹。

以上より、カルカソンヌ・ベジエ地方で行われた1247-1248年のenquêteは、以前から進んでいた地方行政改革、行政機構レベルでの中央集権化の流れの一つとして二次的に位置づけられ、少なくともセネシャルに関しては、併合以来の旧セネシャルの権力濫用に関わる案件を対象とし、「現職」に対する監督、情報収集、コントロール（解任、配置換え）といった通説で指摘されるような役割は果たしていないように見受けられる⁴⁰。

以上、第一章・第二章では、低ラングドック地方のenquêteの任務内容を見てきたが、当地域でenquêteが行っていた任務には、地方役人の監督を通しての行政機構レベルの中央集権化というよりはむしろ、アルビジョワ十字軍以降当地域が辿ってきた未曾有の状況に対する処置の側面が強いように思われる。十字軍以前は、併合以来の王、並びに王の役人の「不正」に対する補償とその帳消し（王不在中の秩序維持を見据えた不満の鎮静化）、十字軍以後は、征服戦争、異端、反乱による土地の権利関係の錯綜、をふまえ、フランス王国の一部として王権に有利な形で土地の権利確定が行われたのだ。

3. 低ラングドック地方におけるenquête遂行者の再整理

(1) enquête遂行者の社会的カテゴリー

先行研究におけるenquête遂行者の理解に対して反証事例となりうるいくつかの事例が、すでに先行研究自身の中に見出されるのも事実である⁴¹。しかし、それらの事例はただ指摘されるにとどまり、例外として放置されてきたと言える。そこで本章では低ラングドック地方を中心にルイ9世のenquête遂行者の再整理を行い、その性格について再検討してみたい。

再検討にあたって、enquête遂行者の性格を正しく捉え、評価するために「人物の社会的カテゴリー」を新たに提示することにする。まず、任命を受けてenquêteを遂行した人物に対しては「王廷のメンバー」、「南仏出身の王廷のメンバー」、「托鉢修道士」、「地元聖職者」、「地元の王の裁判官(juge, judex)」といったカテゴリーを、その他、補助として参加した人物に「書記」のカテゴリーを原則として充てることとする。

「王廷のメンバー」に当てはまる人物は王と直接的関係にあり、王廷（顧問会、パルマン）に出入りする「王邸を中心としたルイ9世の近侍者集団」に属し、さらに王国統治のための様々な公的職務に関わり専門知識（法学とりわけローマ法の素養）や経験知識（職務そのものや特定の地方の事情に詳しい）を持つ行政手腕のある人物である。彼らは特定の「中央機関や部局」を専門に担当したわけではなく様々な職務を行う何でも屋であった。この近侍者集団には、clerc du roi、並びに chevalier du roi の称号を持つ人物たちが含まれ⁴²、前者の中には司教座聖堂参事会員、司教、大司教等の高位聖職者が含まれていた。とりわけ強調すべきは clerc du roi のほとんどが「maître, magister」の称号を併せ持っていることである。この「maître」は、大学で法学、とりわけローマ法の学位取得者に与えられる称号であると考えられており、称号保持者はレジスト（法実務家）とほぼ同意であった⁴³。「maître=clerc du roi」は、尚書局の書記官、パルマンの評定官、王邸において王の直接的裁断に委ねられた案件を扱う訴願審理部(Requête de l'Hôtel)のメンバーで clercs poursuivants le roi、juge de la porte と呼ばれる役職などを担った。また、1242年の反乱平定以降、この近侍者集団の中にも徐々に南仏出身者の参入がはじまるが⁴⁴、「王廷のメンバー」の中でも、王権にとってまだ情報不足である南フランス地方の事情に詳しい人物を「南仏出身の王廷のメンバー」として捉えることにする。

「托鉢修道士」はドミニコ会、フランシスコ会の托鉢修道士を指す。彼らは「福音的寛徳を熱望する贖罪運動の信奉者⁴⁵」であるルイ9世と宗教的 ideals を共有しており精神的に信頼関係にあると言える。ルイ9世は、修道院の建設等、熱心にその保護を行っている。ル・ゴフも王の取り巻きの構成員として托鉢修道士の一群を挙げている⁴⁶。enquêteにおいて「托鉢修道士」は不正な被害を受けた住民に対して情け深く、公正に裁判を行い、時にその過度の正直さも指摘される。ただ、彼らが、異端審問の経験を通して審問手続きに通じていること⁴⁷、その宗教的気質から地方役人からの賄賂を受け取らないこと⁴⁸、会の修道院ネットワークの広がりから地元に詳しい托鉢修道士の起用が可能だったことなど⁴⁹、その起用にあたって、実際的な利点を持っていたことは十分に考えうる。

「地元聖職者」は、enquête の実施された領域内の在地の人間で、補助的役割ではなく、任命を受けて enquête を遂行する人物であり、当然のことながら地元の事情に精通している。しかし、彼らは王（中央）と個人的信頼関係にも、直接的関係にもない。

その他、王の地方役人の一つである王の裁判官が enquête 遂行に参加している例が指摘されているので、それについては「地元の王の裁判官」のカテゴリーを用意し、補助として参加した人物には上記の通り「書記」のカテゴリーを充てることとする。「書記」には法文書の作成などに携わっている地元の公証人(notaire, notarius)がなっており、住民が口頭で行う苦情の請願を書き取ることを仕事としている。

以上、本節では筆者が用いる enquête 遂行者の社会的カテゴリーについて説明してきたが、次節以降、このカテゴリーを用いて低ラングドック地方を中心に enquête 遂行者について整理をしていくことにする。

(2) 低ラングドック地方の enquête 遂行者

本節では一つ一つの enquête について、実施年、実施地域、出典を示し、続いて enquête 遂行者については分かる範囲で名前、肩書き、カテゴリーを列挙していく。

〈表1：十字軍以前の enquête 遂行者〉

実施年	実施地域	出典	名前	肩書き	カテゴリー
1247. 11 1248. 3	アレスのヴィギ エ管区	<i>RHGF, XXIV,</i> pp. 8*, 385-403.	Pierre de Châtre	maître、シャルトルの司教座聖堂参 事会員	王廷のメンバー
			Jean du Temple	Val des Ecolier会修道士	不明
		<i>RHGF, XXIV, p.</i> 386.	Raymond de la Rouvière	地元Saint Jean du Pinu教会の司祭	地元聖職者
			Johannes Esborderius	不明	不明
			Raymond d'Attuech	公証人	書記
		<i>RHGF, XXIV,</i> pp. 8*, 403-443.	Pierre de Châtre	maître、シャルトルの司教座聖堂参 事会員	王廷のメンバー
			Jean du Temple	Val des Ecolier会修道士	不明
			Bernard	ニームの司教座教会ノートルダム (<i>Beata Maria</i>)の聖具室係	地元聖職者
			Bernard	ニームの司教座教会ノートルダム (<i>Beata Maria</i>)の施し物分配 (<i>helemosinarius</i>)	地元聖職者
		<i>RHGF, XXIV, p.</i> 423.	Guillelmus Ruffus	公証人、maître	書記
			Pierre de Châtre	maître、シャルトルの司教座聖堂参 事会員	王廷のメンバー
			Jean du Temple	Val des Ecolier会修道士	不明
			名前不明	モンクラール(Montclar)の教区司祭 (<i>rector</i>)	地元聖職者
			名前不明	クフラン(Couffoulens)の教区司祭 (<i>rector</i>)	地元聖職者
		<i>RHGF, XXIV, p.</i> 296.	Petrus de Monteolivo	不明	書記(?)
			Pierre de Châtre	maître、シャルトルの司教座聖堂参 事会員	王廷のメンバー
1247. 12- 1248.1	ベジエとアグド の司教区	<i>RHGF, XXIV,</i> pp. 8*, 319-385.	Jean du Temple	Val des Ecolier会修道士	不明
			Pierre de Châtre	maître、シャルトルの司教座聖堂参 事会員	王廷のメンバー
1248. 2-3	ボケールのセネ シャル管区	<i>RHGF, XXIV,</i> pp. 8*, 443-530.	Jean du Temple	Val des Ecolier会修道士	不明

以上より十字軍以前のアレス、ニーム、カルカソンヌの enquête 遂行者には、「王廷のメンバー」のピエール(Pierre de Châtre)⁵⁰とカテゴリー不明のジャン(Jean du Temple)⁵¹に加えて、「地元聖職者」が含まれていることが分かる。ここで、アレス、ニーム、カルカソンヌの各 enquêteにおいて「地元聖職者」の置かれている命令系統（王、「王廷のメンバー」との関係）を分かれる範囲で見ていくことにする。

アレスについては、enquête 遂行者間の関係がはっきりと分かる記述がアレス住民の苦情の記録の冒頭に置かれている。訳出すると以下のようになる。

「1247年11月、maître のピエールと Val des Ecolier 会修道士のジャンは、アレスの町へ気高きフランス王の命令を果たすためにやってきた時、Saint-Jean du Pinu 教会の聖職者で司祭のレイモン・ド・ラ・ルヴィエ(Raymond de la Rouvière)に、彼ら自身の任務と彼ら自身の名前をもって、彼らからレイモン・ド・ラ・ルヴィエへ宛

てた手紙にあるように、アレスの町、アレスのすべてのヴィギエ管区、バイル管区、そばにある教区において、ルイ9世治世下の王やセネシャル、シャトラン、ヴィギエ、バイル、プレヴォ、森林官、その他王の役人、並びにその家族、妻に対する住民の苦情をすべて受け取り、文書記録の形で扱うよう命じた。下記の請願・苦情はレイモン・ド・ラ・ルヴィエとジャン・エボルデル(Johannes Esborderius)、そしてピエールとジャン、並びにレイモン・ド・ラ・ルヴィエの命令で下記のものを記録した公証人レイモン・ダテュエッチュ(Raymond d'Attuech)の三人に委ねられた⁵²」

この文面から、王に直接任命されたであろう「王廷のメンバー」ピエールとジャンが「地元聖職者」レイモン・ド・ラ・ルヴィエに *enquête* の任務遂行を依頼していることがわかる。つまり彼は、王と間接的任命関係にある *enquête* 遂行者であると言える⁵³。

ニームについては、*enquête* 遂行者の名前の後に付け加えられた任務に関する短い説明に頼って *enquête* 遂行者間の関係を推測するしかない。まず、「王廷のメンバー」のピエールとジャンには、ほぼ「王の使者(*nuncius domini regis*)」という簡潔な説明が付け加えられている⁵⁴。逆に「地元聖職者」二人のベルナール(Bernard)には、確かに「フランス王の *enquête* 遂行者(*inquisitoribus domini regis Francorum*)⁵⁵」という簡潔な説明が付け加えられている場合もあるが、時折、「苦情を集めることにおいて王の *enquête* 遂行者の任務を実行する⁵⁶」、「苦情を集めることにおける王の忠実な使者の代理人⁵⁷」といった説明が付け加えられている例が見出される。さらに、最後に挙げた説明書きにおいて二人のベルナールに対して *tenantibus locum nunciorum fidelium domini regis* (王の忠実な使者の代理人)とある一方で、地域はアレスになるが王と直接的任命関係にある「王の使者(*nuncius domini regis*)」ピエールとジャンに対しては *tenantibus locum domini regis* (王の代理人)とあることから⁵⁸、「王-ピエールとジャン-二人のベルナール」という命令系統が明らかになるように思われる。従って、筆者はこの二人の「地元聖職者」も「王廷のメンバー」によって *enquête* の任務遂行を依頼された、王(中央)と間接的任命関係にある *enquête* 遂行者であると考える⁵⁹。

カルカソンヌについては、アレスと同様に、*enquête* 遂行者間の関係がはっきりと分かる記述が住民の苦情の記録の冒頭に置かれている。大意を訳出すると以下のようになる。

「1247年、12月12日。クフランとモンクラールの教区司祭である我々F.とJ.は、尊敬すべきカルカソンヌ司教クララン(Clarin)の命令で、任務として王、セネシャル、ヴィギエ、バイル、その他王の役人について苦情がある人を手紙で召還する。もし彼らが上記の役人に苦情を言いたいならば、任務の行われる日に我々の下に来て為された不正を訴えることが出来るように、そして我々がそれらを書き取って尊敬すべき司教と王のための *enquête* 遂行者に示すために。我々は皆、以下に記録される苦情について真実を尊重することを誓った⁶⁰」

この文面から「地元聖職者」にカテゴライズされるクフランとモンクラールの教区司祭は⁶¹、カルカソンヌ司教クラランの命令で *enquête* 遂行を命令されており、*enquête* の結果をカルカソンヌ司教と「王のための *enquête* 遂行者」(ピエールとジャン)に報告す

ことになっていることが読み取れる。彼らは王と間接的任命関係にあり、間に司教が介入している点で特異な命令系統であると言える⁶²。

以上、十字軍以前の低ラングドック地方の遂行者について見てきたが、「王廷のメンバー」がアレス、ニーム、カルカソンヌ、ベジエ／ニーム、ボケール、ニームの順に巡回し、命令系統に差異はあるものの、各地で「地元聖職者」、「書記」の協力を得て enquête を遂行するという図式がうかがえる⁶³。確かにベジエとボケールでは「地元聖職者」、「書記」を確認することは出来ないが、恐らく同様の形態で行われていたものと思われる。

続いて、十字軍以後の低ラングドック地方における enquête について見ていく。

〈表2：十字軍以後の enquête 遂行者〉

実施年	実施地域	出典	名前	肩書き	カテゴリー
1254- 1257	ボケールとカルカソンヌのセネシャル管轄区	<i>RHGF, XXIV,</i> pp. 8*, 530-541.	Philippe	エクス大司教、maître、旧オルレアンの司教座聖堂参事会員、王弟シャルルの聖職者	南仏に詳しい北仏出身の王権のメンバー
			Gui Foulcois	maître、clerc du roi	南仏出身の王廷のメンバー
			Ponce de Saint Gilles	ドミニコ会士	托鉢修道士
			Guillaume Robert	フランシスコ会士	托鉢修道士
		<i>RHGF, XXIV, p.</i> 531.	Petrus de Mandolio	公証人	書記
		<i>RHGF, XXIV, p.</i> 537.	Raimundus de Codonni	王の公証人(<i>notarius domini regis publicus</i>)	書記
1258	カルカソンヌのセネシャル管轄区	<i>RHGF, XXIV,</i> pp. 9*, 541-619.	Gui Foulcois	maître、clerc du roi	南仏出身の王廷のメンバー
			Philippe de Cahors	maître、clerc du roi	南仏出身の王廷のメンバー
			Bartholomeu du Puy	カルカソンヌの王の裁判官(juge, <i>judex</i>)、王の権利の擁護者(<i>defensor domini Regis</i>)、maître	地元の王の裁判官
1258- 1262	カルカソンヌのセネシャル管轄区	<i>RHGF, XXIV,</i> pp. 9*, 618-696.	Henri de Vézelai	maître、clerc du roi	王廷のメンバー
			Nicolas de Chalons	maître、clerc du roi	王廷のメンバー
			Pierre de voisins	maître、clerc du roi	王廷のメンバー
			Bartholomeu du Puy	カルカソンヌの王の裁判官(juge, <i>judex</i>)、王の権利の擁護者(<i>defensor domini Regis</i>)、maître	地元の王の裁判官
		<i>RHGF, XXIV, p.</i> 623.	Guilhelmus Cerdanus de Podio Nauterio	公証人	書記
		<i>RHGF, XXIV, p.</i> 622.	Petrus de Parisius de Podio Nauterio	公証人	書記

十字軍以後のこの enquête については、enquête 後に行われる判決の実行についても、ある程度まで再構成することが出来る。まず enquête 遂行者から 1254-1257 年については現職のボケール・ニームのセネシャル、ギョーム・ドトン(Gillaume d'Authon)へ⁶⁴、1262 年については現職のカルカソンヌのセネシャル、ピエール・ドトウイユ(Pierre d'Auteuil)へ判決の実行を命令する書状が送られていることが確認できる⁶⁵。さらに後者についてはセネシャルがその実行をバルテルミ・ド・ピュイ(Bartholomeu du Puy)と「セネシャルの聖職者」で maître のピエール・アニオ(Petrus Aniot)に委託していることも確認できる⁶⁶。

以上、十字軍以後の *enquête* 遂行者を見てきたが厳密な意味での「地元聖職者」は見当たらない。1254-1257 年は「南仏に詳しい北仏出身の王権のメンバー」⁶⁷、「南仏出身の王廷のメンバー」⁶⁸と「托鉢修道士」によって行われ、1258 年は「南仏出身の王廷のメンバー」⁶⁹と「地元の王の裁判官」が、1258-1262 年は「王廷のメンバー」（しかも 3 人）⁷⁰と「地元の王の裁判官」が *enquête* を行っていることがわかる⁷¹。「書記」が確認されるのは、そのうち二つであるが、三つとも「書記」がいたと考えられる。

本章では低ラングドック地方の *enquête* 遂行者の再整理を行ったが、十字軍以前は「王廷のメンバー」と「地元聖職者」と Val des Ecolier 会修道士、十字軍以後 1254-1257 年は「南仏に詳しい北仏出身の王権のメンバー」と「南仏出身の王廷のメンバー」と「托鉢修道士」、1258 年は「南仏出身の王廷のメンバー」と「地元の王の裁判官」、1258-1262 年は「王廷のメンバー」（しかも 3 人）と「地元の王の裁判官」によって *enquête* がそれぞれ遂行されており、すべての *enquête* にオック語で話される住民の請願をラテン語に翻訳して書き取る「書記」が付いていたと考えられる。

以上、低ラングドック地方の *enquête* 遂行者の整理を行ってきた。次章では他地域との比較によって、低ラングドック地方の *enquête* 遂行者独自の性格を取りだし、それを第一章・第二章で扱った任務内容と関連させて考察することにする。

4. 低ラングドック地方の *enquête* 遂行者の性格

低ラングドック地方以外の *enquête* に関しては、一度目の十字軍出発以前は、少なくとも旧王領地については遂行者はすべて「托鉢修道士」（おそらく四人編成でドミニコ会士、フランシスコ会士各二名）⁷²、十字軍以後は一名の「王廷のメンバー」と二名の「托鉢修道士」（ドミニコ会士、フランシスコ会士各一名）の三人編成のグループによって遂行されていたと史料上読み取られる⁷³。「書記」については確認できない。

他地域の *enquête* 遂行者と比較した時、低ラングドック地方の *enquête* 遂行者に特有の性格として次の五点が挙げられる。

- ①他地域に見られない maître の称号を持ち行政手腕のある人物（「王廷のメンバー」）が送られており、逆に他地域に多い「托鉢修道士」が見られない。[十字軍以前]
- ②一貫して maître の称号を持ち行政手腕のある人物（「王廷のメンバー」、「南仏出身の王廷のメンバー」）が送られており、「托鉢修道士」は例外的。[治世全般]
- ③王と直接的関係がない「地元聖職者」が *enquête* を行っている。[十字軍以前]
- ④「地元の王の裁判官」が *enquête* を行っている。[十字軍以後]
- ⑤地元の公証人が「書記」として協力している。[治世全般]

王国に併合したばかりであるだけに、王権は低ラングドック地方の事情に通じた人材を有しておらず、当地方に対して情報不足であった。加えて、役人の横暴が著しい状況、並びに方言（オック語）の存在が任務遂行上の障害として横たわっていた⁷⁴。こうした状況下では、既存の人材だけでは任務遂行が困難であり、王権は情報不足の解消、円滑な任務遂行のために、「地元聖職者」(③)、「地元の王の裁判官」(④)、地元の公証人(⑤)など地元の人間を巧みに起用している。また、1254-57 年のみ確認される「托鉢修道士」の起用も同様の文脈で理解できる。ドミニコ会士サン・ジルのポンスは長く異端審問に携わり、*enquête* 遂行直後の 1259 年にはラングドック地方を含むドミニコ会プロヴァン

ス管区の地方管区長に就任している⁷⁵。経歴、出身の双方から見て、低ラングドック地方一帯に詳いと考えられ、在地托鉢修道士としての経験、権限が任命にあたり重視された結果であろう。enquête の円滑な任務遂行のためには地元の事情に通じている人間の起用が有効であり、かつ不可欠であったのだ。

また、③に関して、「地元聖職者」が起用された裏には、1200 年前後において管区支配体制が固まり、それと共に教区を境界として住民共同体のまとまりを捉えやすくなつた状況があると思われる⁷⁶。司教区巡察がそうした司教区単位で、司教座教会の業務として行われていたことを考慮すると⁷⁷、この司教区巡察の経験が enquête を遂行する「地元聖職者」とそれを受けた住民の双方に心性面・手続き面での基盤を提供していたとも考えられる。加えて、1229 年に再設置された異端審問は司教区単位、司教主導で行われたものであり⁷⁸、托鉢修道会の導入（1232 年）以後も存続し続けている。特に 1247 年カルカソンヌで命令系統に介在していた司教クラランは王権により据えられ、また、異端審問を積極的に遂行したことで知られる⁷⁹。王権が人選を駆使して巧みに既存の異端審問システム・地元聖職者を利用し enquête を行ったことが理解される。

⑤に関しては、仮に「書記」の存在が低ラングドック地方に特有のものでなかつたとしても、任務遂行上、方言による障害のない他地域と比べて方言（オック語）を聞き取りラテン語で翻訳し、書き取ることの出来る地元公証人の「書記」としての協力はより大きな意味をもつていると考えられる。

以上のように、王権は任務遂行が困難な状況に対し、各土地ごとに、地元の人間・既存のシステムを利用する上で対処した。このことは、低ラングドック地方内における遂行者の構成・命令系統の不統一に反映されている。

ところで、十字軍以前の場合、こうした地元の人間、特に「地元聖職者」の起用に際しては、enquête の結果によって王権（王の役人）から住民へ補償金が支払われることになるので、彼らが行った enquête の結果を鵜呑みにせず吟味・監督しなければならず、さらに彼らだけで遂行したならば、暴力を背景に、あるいは賄賂をもつて地方役人に丸め込まれる可能性も高いため、王廷派遣の人物による監督が必要となる。また、併合したばかりの情報が不足している状況で任務を遂行しなければならず、加えて潜在的に膨大な数にのぼる不動産に関わる案件を排除する必要もあった。一方、十字軍以後は複雑な土地の権利関係の問題を王権の不利益にならないよう処理する行政手腕が求められた。

従って、ルイ9世治世全般に渡って一貫して maître の称号を持ち行政手腕のある人物（「王廷のメンバー」、「南仏出身の王廷のメンバー」）が送られており（①、②）、そこからは、低ラングドック地方に対する王権の一貫した行政上の慎重さがうかがえる。

遂行者の属する社会的カテゴリーの変化に関しては、以下三点が時系列上認められる。

- ① 「南仏出身の王廷のメンバー」 → 「王廷のメンバー」三名 [1258 年境]
- ② 「王廷のメンバー」 → 「南仏出身の王廷のメンバー」 [十字軍境]
- ③ 「地元聖職者」がいなくなる。 [十字軍境]

十字軍を挟んで enquête の扱う案件が変化し、十字軍以後の enquête には王権の不利益にならないよう土地の権利確定を行う行政手腕が求められた。特に、不動産に関わる案件の判決を集中して行った 1262 年の enquête に maître の称号を持ち行政手腕のある人物（「王廷のメンバー」）が三名も送られているのは象徴的である。複雑な土地権利関係の

問題を慎重、迅速に処理する重要性は、協力者としての地元の王の裁判官の起用（④）からもうかがうことができる。①については、ギー・フルコワが1258年にル・ピュイ司教に昇進し任務を続行できなくなったためとも考えられるが、それよりも膨大な数の判決を集中して行うために三名の *maître* の称号を持ち行政手腕のある人物を改めて派遣したと考えたほうが妥当であろう。判決に関しては王からその原則が書状の形で示されており、特に地元に事情に通じていることに利点があったとも考えられない。

②については、フィリップ4世期に本格化する王権中枢への南仏出身者の参入開始が見て取れる⁸⁰。ギー・フルコワはまさにこの先駆けにあたる。

次に③について見てみると、十字軍以前、情報不足でかつ役人の横暴が著しい低ラングドック地方では、「地元聖職者」の協力が不可欠であり、事情に通じた「地元聖職者」と監督を行う「王廷のメンバー」は補完しあっていたが、十字軍以後、王権は前述した南仏出身者を得たため、もはや「地元聖職者」の協力は必要なくなったと考えられる。ただ、厳密な意味での「地元聖職者」は見られなくなったが、1254-1257年に、異端審問を中心とした有力な在地托鉢修道会士としての経験から地元の事情に精通している「托鉢修道士」、並びに「南仏に詳しい北仏出身の王権のメンバー」エクス大司教フィリップが「南仏出身の王廷のメンバー」と併せて起用されていることを無視してはならないだろう。また、十字軍を挟んで *enquête* が扱った案件が変化したことによる目すれば、十字軍以後の *enquête* は王権の不利益にならないよう土地の権利確定が行わなければならなかつたので、王（中央）と直接的な結びつきがない「地元聖職者」に任せるのは不適切であるし、さらに教会が土地の権利を主張するような場合、彼らは王権に不利な判決（教会側に有利な判決）を出しかねない。王廷内（中央）の人材の変化と *enquête* の扱う案件の変化が③の主な理由であると考えられる。

以上①②③より、王権は、*enquête* の扱うべき案件の質と量、並びに自らの有する人材を的確に把握・吟味した上で、遂行者を選択していると考えられる。

本章で行った低ラングドック地方を中心とする *enquête* 遂行者の性格分析からは、特に十字軍以前における中央との結びつきを有さぬ地元人の関与、並びに複雑な命令系統の存在が明るみに出た。従って「中央、特に王と個人的信頼関係、あるいは直接的関係にある人物」が *enquête* を遂行したという単純な図式でルイ9世の *enquête* を説明するのは安易にすぎると見える。王国に併合されたばかりという地域的特殊性から当地域では情報不足を補うため、時に、既存の異端審問のシステム・経験を利用しつつ、「地元聖職者」や「地元の王の裁判官」が協力させられ、「地元に詳しい托鉢修道士」・「南仏に詳しい北仏出身の王権のメンバー」・「南仏出身の王廷のメンバー」が送られた。さらには、土地の権利確定をはじめ行政的慎重さが要求されるため、「托鉢修道士」ではなく、当初から一貫して *maître* の称号を持ち行政手腕のある人物が派遣されているのだ。

結論

本稿では、低ラングドック地方の *enquête* に着目し、ルイ9世期の *enquête* が、どのように行われたかについて考察してきたが、王国全域で一括りに一般化した *enquête* 像からは見えてこなかった低ラングドック地方の *enquête* の実態について、幾つかの側面を認識し、それを通じてフランス王権の拡大（他地域の統合）のはたらきかけの一端を明

らかにすることが出来た。低ラングドック地方の *enquête* では、地方行政改革・行政機構レベルでの中央集権化の側面よりは、むしろ当地域の特異な併合過程の歴史の後始末、王領地（王国）の一部としての権利確定作業を王権に有利な形で行うことが目的とされた。特に、土地権利確定とその文書化は、フランス王権の低ラングドック地方統合の上で決定的な出来事であったと言える。また、「王領地に併合されたばかりの低ラングドック地方」という地域の特殊性から、「王と直接的関係がない地元人（地元聖職者等）、地元に詳しい人物、並びに南仏出身の王廷のメンバーの巧みな起用」、「治世全般に渡る中央の王廷のメンバーの派遣」が人選に関する王権の方法論として見出せる。また、既存の異端審問のシステム・経験の利用にも注目すべきである。十字軍出発という政治的状況を考慮した上で、対象とする案件を設定し、さらに、任務遂行が容易ではない状況下で、その案件の質と量、並びに利用できる人材を的確に把握し、柔軟に遂行者を選択していることが理解される。

本稿では、*enquête* を通した王権側のはたらきかけを中心に考察してきたが、今後は、*enquête* を受け入れる側の低ラングドック地方の社会を中心に据え、特に、当地方における王国統治の確立の文脈の中で、十字軍以前の *enquête* が在地の行政ならびに社会に与えたインパクトを大王令との関わりも含めて考察していきたい。

《註釈》

- ¹ J. Glénisson, « Les enquêtes administratives en Europe occidentale aux XIII^e et XIV^e siècles », dans *Histoire comparée de l'administration*, Munich, 1980. 「法」からの行政機能の分離を単線的発展図式で捉えることは是非は間わず、中世における *enquête* の二類型の定義のみ採用する。
- ² なお、1247年、モー、トロワ、オーセール、ヌヴェールの司教区一帯において、当地周辺の王の役人は、*enquête* 遂行上の経費に関して、遂行者に要求されれば必要分を負担することになっていた。A. Wyse, « The Enquêteurs of Louis IX », *Franciscan Studies*, 25, 1944, p. 55.
- ³ Glénisson, *op. cit.*, p. 21.
- ⁴ *enquête* 遂行者に関しては、グレニソンの説明に依拠した(Glénisson, *op. cit.*, p. 20)。これは、*enquête* の記録の公刊者ドゥリルが整理した遂行者のリストに忠実な説明と言える (L. Delisle, éd., *Les enquêtes administratives du règne de Saint Louis (Recueil des historiens des Gaules et de la France*, t. XXIV), Paris, 1904; réimpression, Farnborough, 1967, pp. 8*-9*. 以下 RHGF, XXIV と略記)。
- ⁵ ルイ9世にあっては、托鉢修道士的信仰（使徒的生活）と王としての義務、つまり宗教的目標に達するための努力（モラル）と王権を強化するための行動（リアリズム）が結びついており、ルイ9世は、宗教的 ideal と王としてのリアリズムの二側面を矛盾することなく併せ持つ人物であったと理解される。また、ルイ9世の治世は、一方でルイ9世の十字軍への傾斜、本来的に分権的な封建制の下での統治に特徴づけられるキリスト教的・封建的中世の最盛期として、他方で近代国家の礎が築かれた時期として、王権発展・中央集権化の流れの中に位置づけられ、理解されている。J. ル・ゴフ／岡崎敦・森本英夫・堀田広訳『聖王ルイ』、新評論、2001年、264頁。
- ⁶ RHGF, XXIV, pp. 1*-14*. 他に Ch. Petit-Dutaillis, E. D. Hunt, trans., *The feudal monarchy in France and England from the tenth to the thirteenth century*, London, 1936, pp. 298-299; Ch. Petit-Dutaillis et P. Guinard, *L'essor des Etats d'occident (Histoire du Moyen âge*, t. IV), Paris, 1937, pp. 271-273; Wyse, *op. cit.*; F. Lot et R. Fawtier, *Histoires des institutions françaises au Moyen âge*, t. II, Paris, 1958, p. 157; M. W. Labarge, « The Enquêteurs Louis IX's messengers », *History Today*, 18, 1968. プティ・デュタイイは、一度目の十字軍以後、*enquête* に王廷の聖職者がリーダーとして参加していることにも言及している。また、ワイズとラバージは、*enquête* が結果的に地方役人のコントロール、王権強化につながったとし、さらに、ワイズは遂行者として「王の取り巻き」の存在にも触れている。
- ⁷ A. Luchaire, *Manuel des institutions françaises- période des capetiens directs-*, Paris, 1892; réimpression, Bruxelles, 1964, pp. 553-555. 遂行者として托鉢修道士にも言及している。

- ⁸ W. C. Jordan, *Louis IX and the challenge of the crusade*, Princeton, 1979, pp. 35-64, 236-252. 他に M. François, « Initiative de Saint Louis en matière administrative: les enquêtes royales », dans *Le siècle de Saint Louis*, Paris, 1970.
- ⁹ Ch. V. Langlois, « Doléances recueillies par les enquêteurs de Saint Louis », *Revue historique*, 92, 1906 ; J. Ellul, *Histoire des institutions*, t. III, Paris, 1962, p. 276; Glénisson, *op. cit.*; R. Bartlett, « The impact of royal government in the Ardennes: the evidence of the 1247 enquête », *Journal of Medieval History*, 7, 1981; B. D. Monique, *Temps d'équilibres, temps de ruptures*, Paris, 1990, pp. 189, 191, 203; J. Richard, J. Birrell, trans., *Saint Louis*, London, 1992, pp. 163-166; Y. Sassier et A. Rigaudier, *Pouvoirs et institutions dans la France médiévale*, t. II, Paris, 1994, pp. 267-269, 271, 279-281 ; A. Rigaudier, *Introduction historique à l'étude du droit et des institutions*, Paris, 2001, pp. 263-265. 例外的に、モニクは遂行者として托鉢修道士しか挙げていない。
- ¹⁰ ル・ゴフ前掲書, 832-833 頁; G. Sivéry, « Le mécontentement dans le royaume de France et les enquêtes de Saint Louis », *Revue historique*, 545, 1983. シベリーは enquête で扱われている苦情の地域的多様性を示唆している。
- ¹¹ Jordan, *op. cit.*, pp. 51-64; Richard, *op. cit.*, pp. 163-166; R. Michel, *L'administration royale dans la sénéchaussée de Beaucaire*, Paris, 1910, pp. 23-51; G. Bardonoves, *Les Rois qui ont fait la France: Saint Louis*, Paris, 1984, pp. 151-157.
- ¹² Jordan, *op. cit.*, pp. 58-60. ただ、ルイ9世の十字軍帰国後 1254年から 1256年にかけて行われた大規模なバイイ、並びにセネシャルの解任については、帰国後すぐに行われた王自身による監察（巡幸）がもたらしたものであるとジョーダンは説明し、十字軍以前の enquête との関連は否定している(*Ibid.*, p. 145)。また、enquête 遂行者自身が地方役人を解任することができたとルイ9世の聖人伝作者ギヨーム・ド・サンパテュスは述べているが定かではない(Langlois, *op. cit.*, p. 1)。
- ¹³ 「enquête」が大王令の文面に現れる。Eusèbe de Lauriere, éd., *Ordonnances des rois de France de la troisième race*, t. I, Paris, 1723, pp. 69, 78.
- ¹⁴ 他にも役人の有給化(Bardonoves, *op. cit.*, pp. 151-157)、自らの治める領域についての情報の増大(Sassier et Rigaudier, *op. cit.*, pp. 267-269)、過去に住民に対して為された不正の記憶の抹消(ル・ゴフ前掲書, 275 頁)、住民からの忠誠心の獲得(J. R. Strayer, ed., *Dictionary of the Middle Ages*, vol.V, New York, 1985, p. 170)、王国への併合の促進等が指摘される。
- ¹⁵ ノルマンディーやアルトワ周辺地域（ロベールのアバナージュ）といった特定の地域に着目すると、住民が先代、先々代も含めた王（の軍）自身から不正に受けた被害（征服戦争）に関する苦情が大部分を占めており、ここでは「地方役人の行動（住民に対する権力濫用）」に対する調査という enquête 像は成立しない。Ch. Petit-Dutaillis, « Querimoniae Normonorum », dans *Essays in honor of Th-F. Tout*, Manchester, 1925; G. Sivéry, « L'enquête de 1247 et les dommages en Tournaisis, en Flandre gallicante et en Artois », *Revue du Nord*, 59, 1977.
- ¹⁶ 同様の研究の方向性から、ノルマンディーやアバナージュを対象とする場合、前者に関しては「先代の王の enquête」を、後者では「王弟の enquête」を考慮しなければならなくなる。特に後者を考察の対象から省くため、ラングドック地方全体ではなく「王領地に編入された低ラングドック地方」のみを本稿で扱うことにする。
- ¹⁷ 異端の疑いのある者は、しばしば土地・財産を没収された。甚野尚志『中世の異端者たち』、山川出版社、1996年、40-48 頁。
- ¹⁸ 本章の内容はストレイヤーの研究に主に依拠する。J. R. Strayer, « La conscience du roi : Les enquêtes de 1258-1262 dans la sénéchaussée de Carcassonne-Béziers », dans *Mélanges Roger Aubenas*, Montpellier, 1974.
- ¹⁹ 地方役人の住民に対する権力濫用の中には、不動産に関わる案件（土地所有者が異端であることを口実にした恣意的な土地権利の横領等）もあるが大部分は動産に関わるものであった。
- ²⁰ なお、1254年、ルイ9世自身が南仏セネシャル管区に長く留まり役人の監察を行ったと言われている。ル・ゴフ前掲書, 666, 668-669 頁。
- ²¹ Strayer, *op. cit.*, p. 727.
- ²² 異端も広がらず、大きな反乱も経験しなかった当地域では、以降、カルカソンヌ・ベジエに見られるような大規模な不動産に関わる enquête は確認されない。
- ²³ RHGF, XXIV, pp. 619-621. 以下、この 1259 年の書状の各項の解釈はストレイヤーに依拠する (Strayer, *op. cit.*, pp. 728-729)。

²⁴ RHGF, XXIV, p. 620, no. 6.

²⁵ Ibid., loc. cit.

²⁶ 1269年、パリの尚書局で、南仏関係文書の再整理がバルテルミ・ド・ピュイ(Bartholomeu du Puy)、ニコラ・ドトウイユ(Nicolas d'Auteuil)、並びに王権の文書類が収められているサント・シャペルの聖堂参事会員ジャン・ド・ムラン(Jean de Mourlens)の三人によって行われている。A. Molinier, « De quelque registres du Trésor des chartes relatifs au midi de la France », dans *Histoire générale de Languedoc*, t. VII, Toulouse, 1879, pp. 260-266.

²⁷ ノルマンディー出身で、ルイ9世が二度目の十字軍を決心した1266年夏から、おそらく行政改革の任を負い派遣された。Friedlander, op. cit., pp. 291-292; ル・ゴフ前掲書, 351頁。

²⁸ RHGF, XXIV, p. 619.

²⁹ Ibid., p. 634, no. 21.

³⁰ ドゥリルが再構成している1261年のヴェルマンドワ地方の「質問要項」を参照。Ibid., p. 318*.

³¹ Ibid., p. 4*: ...ad inquirendum secundum formam sibi a nobis traditam de querimoniis, 1247年1月のモー、トロワ、オーセール、ヌヴェール司教区におけるenquêteの任務に関する書状。

³² RHGF, XXIV, pp. 248*-249*.

³³ Cl. Devic et J. Vaissete, éd., *Histoire générale de Languedoc*, t. VIII, Toulouse, 1879, col. 1194, 1235.

³⁴ Devic et Vaissete, op. cit., col. 1234.

³⁵ RHGF, XXIV, p. 359; A. R. Friedlander, *The administration of the seneschalcy of Carcassonne: Personnel and structure of royal provincial government in France, 1226-1320*, Ph.D. dissertation, University of California, Berkeley, 1982, pp. 40-45.

³⁶ Jordan, op. cit., pp. 180-181.

³⁷ RHGF, XXIV, pp. 248*-249*.

³⁸ この行政改革としてバイイの人選の吟味、北仏特にノルマンディーのバイイ管区再編、十字軍費用調達のための問題解決者の派遣、enquêteが挙げられる。Jordan, op. cit., p. 51.

³⁹ マコンは1239年に購入されたばかりで統治状態がよくなかった(Ibid., p. 50)。また、ギヨーム・ド・ピアンはルイ9世治世中、唯一の南仏出身のセネシャルである(Friedlander, op. cit., pp. 283-284)。

⁴⁰ ボケール・ニーム地方については、現職のセネシャル、ウダール・ド・ヴィリエ(Oudard de Villiers)は、1247-1248年のenquêteに際し、多数の苦情を受けているにもかかわらず1243年から1251年、1252年から1253年、と職を保持し続けている(Jordan, op. cit., p. 229)。低ラングドック地方全体で下級役人に関してはとりわけバイル、並びに副バイル(sous-baile)に対する苦情が多いように思われるが、「現職」の下級役人に対して1247-1248年のenquêteが実際どのような処置を加え、影響を与えたかについては今後の研究課題したい。

⁴¹ Molinier, op. cit., pp. 265; Langlois, op. cit., p. 5; G. Sivéry, *Saint Louis et son siècle*, Paris, 1983, p. 212; Idem, « Le mécontentement dans le royaume de France et les enquêtes de Saint Louis », *Revue historique*, 545, 1983, pp. 7-8; Michel, op. cit., pp. 39, 102; Jordan, op. cit., p. 62 note; Strayer, op. cit., p. 727; Richard, op. cit., p. 164. 以上で言及された事例をenquêteの記録の公刊者であるドゥリルもそれぞれのenquêteに対する註釈の中で指摘している。

⁴² 1239年時、clerc du roiは約20名、chevalier du roiは約30名であった。渡辺節夫「カペー王朝と中央統治機構の発展」、『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』、2003年、170頁。

⁴³ ル・ゴフ前掲書, 271頁。彼らは、ほぼオルレアン大学出身者であると考えられる。

⁴⁴ 渡辺前掲論文, 170頁。

⁴⁵ ル・ゴフ前掲書, 69頁。

⁴⁶ ル・ゴフ前掲書, 270-271頁。ルイ9世と托鉢修道士の関わりの詳細については、L. K. Little, « Saint Louis' involvement with the friars », *Church History*, 33, 1964を参照。

⁴⁷ Little, op. cit., p. 133.

⁴⁸ Wyse, op. cit., p. 47.

⁴⁹ 1247年時、ドミニコ会プロヴァンス管区内（ラングドック地方含む）には、フランシスコ会と合わせて46の修道院が存在した。大嶋誠「中世盛期都市・農村関係における托鉢修道会—ドミニコ会プロヴァンス管区を中心に—」、『西欧中世における都市=農村関係の研究』、1988年、388頁。

⁵⁰ ドゥリルをはじめ先行の研究者はピエールがmaître(magister)の称号を保持していることを見落としているようだ。enquêteの記録中に、彼にmaîtreの称号が付けられている例が幾つか見出される(RHGF, XXIV, pp. 318, 337, 346, 355, 389, 417-419, 423, 439, 456, 500)。彼はシャルトルの司教座

聖堂参事会員で、1261年にはシャルトル司教座の司教区尚書担当司祭(chancelier)となり王廷の裁判にも出席している(*Ibid.*, p. 319 note; A. Beugnot, éd., *Les Olim, ou registres des arrêts rendus par la cour du roi ...*, t. I, Paris, 1723-1849, pp. 503-504)。

⁵¹ ジャンの属する *Val des Ecolier* は1201年にパリ大学の4人の教授がシャンパニュの現オート＝マルヌ県に創設したアウグスティヌス会則採用の大修道院で、1219年に教皇から認可を受け、早くから修道会の指導的役割を担っている(J. Favier, *Dictionnaire de la France médiévale*, Paris, 1993, p. 943)。王との関係はよく分からないので、カテゴリーは「不明」としておく。

⁵² *RHGF, XXIV*, p. 386.

⁵³ 苦情の記録中にはレイモン・ド・ラ・ルヴィエ、ジャン・エボルデル、レイモン・ダテュエッチュの名前は現れず、ピエールとジャンの名前のみ確認できる。ただ、「彼ら（ピエールとジャン）自身の任務と彼ら自身の名前をもって（本文引用箇所）」レイモンたちが *enquête* を遂行したとするとピエールとジャンは名前だけで、実際はすべて任せきりだった可能性もある。しかし、実際レイモンたちだけで苦情が集められたのか、また、彼らが判決まで行ったかどうかは分からぬ。ミシェルは誤ってレイモン・ド・ラ・ルヴィエを書記と解釈している。Michel, *op. cit.*, p. 39 note.

⁵⁴ *RHGF, XXIV*, p. 418.

⁵⁵ *Ibid.*, p. 423.

⁵⁶ *Ibid.*, p. 406.

⁵⁷ *Ibid.*, p. 405.

⁵⁸ *Ibid.*, p. 389.

⁵⁹ 彼らの名前が *enquête* 遂行者として現れる苦情は40件ほどあり、少なくともそれらについては彼らだけで苦情を集めたものと推測される。実際、*enquête* の記録中に出てくる日付を追っていくと日付の入り乱れ方からニームとベジエで平行して別々に *enquête* が行われており(*Ibid.*, pp. 320, 323, 325, 340, 374, 405, 418, 420-421, 427, 432, 433, 438; Cl. Devic et J. Vaissète, éd., « enquêteurs royaux », dans *Histoire générale de Languedoc*, t. VII, Toulouse, 1879, col. 1)、この期間ニームでは二人の「地元聖職者」と「書記」だけで *enquête* が行われたと考えるのが自然だろう。書記はオック語を聞き取り、ラテン語に翻訳し、書き取っていた(*RHGF, XXIV*, p. 423)。請願者の発話の一部がオック語のまま記されていることもある。ただ、彼らが苦情を集めるためにとどまり、判決を行っていないかったかどうかについては分からぬ。ドゥリルはこの二人のベルナールをピエールとジャンの代理人であると説明している (*Ibid.*, p. 403)。

⁶⁰ *Ibid.*, p. 301

⁶¹ Couffoulens と Montclar はカルカソンヌ司教区内の教区である。

⁶² 1247年カルカソンヌにおける *enquête* に関して現存する苦情85件のうち75件が彼ら「地元聖職者」だけで集められており、この *enquête* は、ほぼ「地元聖職者」だけで行われたと言つてよいだろう。ただ、彼らが判決等を行ったかどうかは分からぬ。シベリーもクフランとモンクラールの教区司祭を間接指名による *enquête* 遂行者としている(G. Sivéry, « Le mécontentement dans le royaume de France et les enquêtes de Saint Louis », *Revue historique*, 545, 1983, pp. 7-8)。

⁶³ カルカソンヌのヴィギエ管区周辺については、マニュスクリプトの一つに Petrus de Monteolivo の名前が冠せられており(*RHGF, XXIV*, p. 296)、書記のサインである可能性が高い。

⁶⁴ *Ibid.*, p. 532.

⁶⁵ *Ibid.*, p. 622.

⁶⁶ *Ibid.*, pp. 619, 622.

⁶⁷ Philippe : 王弟シャルルが1251年任命したプロヴァンス内初の北仏出身聖職者。元オルレアンの司教座聖堂参事会員、maître 称号保持。(E. Baratier, « Nominations et origines des évêques des provinces d'Aix et Arles », dans *Cahiers de Fanjeaux* 7, Toulouse, 1972, pp. 136-137)。教会の不動産が関わる場合、王権に不利な判決を出しかねない在地ボケール周辺の聖職者を避けたのが起用理由の一つであろう。彼は1257年の2月に死去し、以降 *enquête* は残りの3名で行なわれた(*RHGF, XXIV*, pp. 530-531, 539)。恐らく1257年にはボケールのセネシャル管区の苦情はほぼ処理し終わり、次に行ったカルカソンヌのセネシャル管区に関しては、彼の不在は任務遂行の障害とはならなかつたためであろう。当てはまるカテゴリーはないが、十字軍帰還後のルイ9世のエクス訪問時、彼と直接接触を持ったか、シャルルを仲立ちとした王との関係の存在を推測することが出来るので、

「南仏に詳しい北仏出身の王権のメンバー」とする。

⁶⁸ Gui Foulcois : 南仏サン・ジル出身。ローマ法の法律家。王弟アルフォンスの聖職者を経て、1254年以後ルイ9世の聖職者、顧問会議の一員となっている。後の教皇クレメンス4世。アルフォンスのenquête遂行の経験もある。ル・ゴフ前掲書, 54-55, 226, 270-271, 323, 331, 354, 760, 917頁; Y. Dossat, « Alfonse de Poitiers et les clercs », dans *Cahiers de Fanjeaux* 7, Toulouse, 1972, p. 370.

⁶⁹ Philippe de Cahors : maître , clerc du roi(*clericus domini regis*)の称号を持って記録に現れる(RHGF, XXIV, p. 619; Beugnot, *op. cit.*, pp. 20, 161, 178)。南仏カオールの出身。1269年にエブルー司教に叙階。ルイ9世の遺言執行人、並びに列聖証人である可能性が高い(ル・ゴフ前掲書, 410頁; L. Delisle, « Visite Pastorale de Maître Henri de Vézelai », *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 54, 1893, p. 460)。

⁷⁰ Henri de Vézelai : オーセールの司教座聖堂参事会員、1263年にはバイユーの司教代理に叙階。その傍らパルルマンに度々出席し、イングランド王がらみの任務にも関わる。ルイ9世の遺言執行人で、ルイ9世死後、フィリップ3世の摂政の顧問会議の一員となり、最終的には国璽尚書となる。L. Delisle, « Visite Pastorale de Maître Henri de Vézelai », *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 54, 1893; Nicolas de Chalon : エブルーの教会の宝物管理人でパルルマンへの出席も確認できる。Strayer, *op. cit.*, p. 727 note; Pierre de voisins : clerc du roi であり、1254年のカルカソンヌのセネシャル Pierre de voisins=騎士(miles)と同一であるとは言えない。親類か。

⁷¹ Bartholomeu du Puy : 地元Pennautier出身。史料上最初のセネシャルの裁判官(1253-1257年)。続いてカルカソンヌの裁判官(1259-1278年)を務める。すでに1230年代初頭には王の裁判官と司法システムがカルカソンヌとベジエに確立していた(Friedlander, *op. cit.*, pp. 31-40, 66-67, 83)。defensor domini regisを「王の権利の擁護者」と解釈する(RHGF, XXIV, p. 541)。1269年にパリの尚書局で南仏関係文書の再整理も行う(注26参照)。

⁷² ただ、ロベールのアバナージュ一帯(アルトワ周辺地域)では二名の「地元聖職者」の参加が確認され(Ibid., p. 253 note; G. Sivéry, « L'enquête de 1247 et les dommages en Tournaisis, en Flandre gallicante et en Artois », *Revue du Nord*, 59, 1977, p. 10)、王領地ではないモー、トロワ、オーセール、ヌヴェールの司教区でも「地元聖職者(地元人)」が任務に参加した可能性が高い(RHGF, XXIV, pp. 4*, 5*)。またこれは史料的に裏づけがあるわけではないが、アルフォンスのアバナージュ内のポワトゥー、サントンジュや王領地ではあるが併合したばかりでパリから遠いマコンにおいても「地元聖職者(地元人)」が任務に参加した可能性は否定できない。

⁷³ Ibid., pp. 6*-9*, 121, 279 no. 44; A. Brueil, éd., « Notes de Vyon d'Hérouval sur les convers et sur les enquêteurs royaux au temps de Saint Louis et des successeurs(1234-1334) », *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, 3, 1867, pp. 618-619. 対象としたのは旧王領、マコン、加えて1240年代にルイ9世がenquêteを実施した王弟ロベールとアルフォンスのアバナージュである。

⁷⁴ 工藤進『南仏と南仏語の話』、大学書林、1980年、68頁。例えば17世紀になっても、南仏へ旅行したラシーヌは、北仏語ではなくスペイン語やイタリア語で用を足さなければならなかつた。

⁷⁵ C. Douais, *Document pour servir à l'histoire de l'Inquisition dans le Languedoc*, Paris, 1900, pp. 47*, 50* note 2, 130*, 233*f.; U. Chevlier, *Répertoire des sources historiques du Moyen Age*, t. II, New York, 1960, col. 3797.

⁷⁶ J. Avril, « Eglise, paroisse, encadrement diocésain aux XIII^e et XIV^e s., d'après les conciles et statuts synodaux», dans *Cahiers de Fanjeaux* 25, Toulouse, 1990, p. 44; M. Bourin, « De la communauté paroissiale à l'universitas castri», dans *Cahiers de Fanjeaux* 25, Toulouse, 1990, pp. 202-203.

⁷⁷ 甚野前掲書、40-48頁。1184年の教皇令『アド・アボレンドゥム』により、異端を見つけるため、年二回の司教区巡察が司教に命じられている。

⁷⁸ Richard, *op. cit.*, p. 158.

⁷⁹ 1226年の侵攻(アルビジョワ十字軍)でルイ8世は、カルカソンヌ・ベジエ副伯の息がかかつた前任司教を解任し、クラランをカルカソンヌ司教に据えた。クラランは旧シモン・ド・モンブオールの礼拝堂付き司祭、並びに尚書局長で、司教就任後は異端審問に積極的に関わっている。

J. A. Mahul, *Cartulaire et archives des communes de l'ancien diocèse et de l'arrondissement administratif de Carcassonne*, t.V, Paris, 1867; réimpression, Nîmes, 2000, pp. 409-416.

⁸⁰ 樋山紘一『パリとアヴィニヨン 西洋中世の知と政治』、人文書院、1990年、167頁。